

障害程度別該当制度一覧表

年齢や所得など制限がある場合があります。

※ ○印はおおむね該当 △印は一部該当

			重度心身障害者医療費助成	更生医療	育成医療	自立支援医療（精神通院）	補装具	日常生活用具	有料道路の割引	NHK放送受信料の減免	心身障害者扶養共済制度	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	地域生活支援事業	障害福祉サービス	障害児通所支援
手帳内容		級															
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	○	手帳の有無は問いませんが、状態や治療の内容によっては対象とならない場合があります。		○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	手帳の有無は問いませんが、利用の適否について審査の上、決定します。
		2	○	○			○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	
		3	△	○			○	△	△	△	○			○	○	○	
		4		○			○	△	△	△				△	○	○	
		5		○			○	△	△	△					○	○	
		6		○			○	△	△	△					○	○	
	視覚障害	1	○	○			○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	
		2	○	○			○	○	△	△	○		△	○	○	○	
		3	△	○			○	△	△	△	○			○	○	○	
		4		○			○	△	△	△					○	○	
		5		○			○	△	△						○	○	
		6		○			○	△	△	△					○	○	
	聴覚または平衡機能障害	2	○	○			○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	
		3	△	○			○	○	△	△	○			○	○	○	
		4		○			○	△	△	△					○	○	
		5		○			○	△	△	△					○	○	
		6		○			○	△	△	△					○	○	
	音声言語 そしゃく	3	△	○			△	○	△	△	○			○	○	○	
		4		○				△	△	△					○	○	
		5		○				△	△	△					○	○	
	内部障害	1	○	○			△	○	△	△	○	△	△	○	○	○	
		2	○	○			△	△	△	△	○			○	○	○	
		3	△	○			△	○	△	△	○			○	○	○	
		4		○			△	△	△	△				△	○	○	
療育手帳	知的障害	A1	○					△	△	△	○	△	○	○	○	○	
		A2	○					△	△	△	○		△	○	○	○	
		B1	△							△	○			○	○	○	
		B2								△	○				○	○	
精神手帳	精神障害	1				○				△	○	△	△	○	○	○	
		2				○				△	○			△	○	○	
		3				○				△	○			△	○	○	

※その他、交通機関の運賃割引や市県民税・自動車税等の控除・減免など、障害の程度(等級)に応じて様々なサービスを受ける事ができる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

お問合せ窓口	市役所	本庁	保健課福祉係	TEL 0986-76-8807
		大隅支所	保健福祉課	TEL 099-482-5925
		財部支所	福祉課社会福祉係	TEL 0986-72-0936
			(福祉事務所 社会福祉係)	